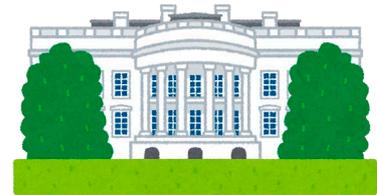


【連載】ワシントン便り

(第21回) 米国知的財産政策と政権交代



(一財) 知的財産研究教育財団知的財産研究所ワシントン事務所所長
蛭田 敦 (HIRUTA Atsushi)

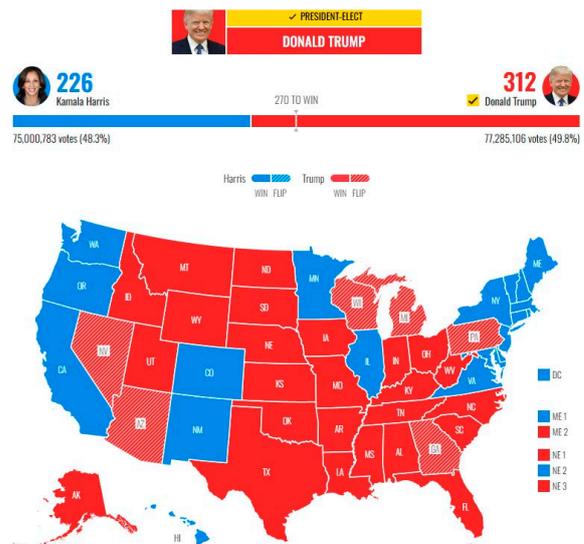
1. はじめに

2024年11月に実施された大統領選挙により、トランプ氏が大統領として返り咲き、また、共和党が上院・下院共に議席の過半数を得ることとなった(図1参照)。接戦が予想されていたため、早々にトランプ氏の勝利が確定し、また、激戦州でも全勝という結果が報じられたことに対し、米国内でも驚きを持って受け取られていたように感じられる。私が主な活動エリアとしているワシントンD.C.やニューヨークでは民主党を支持する市民が多いので、選挙結果に失望する声を多く聞きやすい環境であったかもしれない。

第二期トランプ政権で知的財産政策がどのようになるかという点について、知的財産関係者は様々に予想しているようである。大統領選挙後、トランプ氏の発言が次々とニュースとなって報道されたが、その多くは米国経済(主に国際競争力の強化)、移民対策、安全保障に関するものであり、知的財産への関心は相対的に低いと受け取られる傾向にある。他方、政権交代によって、特許を重んじるプロパテントな動きが出てくるのではないかと期待する声もある。では、具体的に何が変わるのかという点は予想しにくいものの、例えば、特許の有効性を争う当事者系レビュー(Inter Partes Review: IPR)について、近年では審理開始決定の割合が増加していたが、その割合が下がる、すなわち、審理されて無効化される特許権が少なくなることを予想する声などがある。

政権交代の影響は、USPTO(米国特許商標庁)のVidal長官の退任など、新政権が発足する前から

図1 大統領選挙の結果¹



表面化した。政権が交代する2025年1月20日より1か月以上早いタイミングでのVidal長官の退任は、驚きを持って受け止められた。USPTOの政策には長官の意向が反映されやすいため、次期長官が誰になるのかという点は、知的財産関係者にとって大きな関心事である。今回は、Vidal長官が牽引してきたUSPTOの取り組みを振り返るとともに、最近の知的財産関連の統計情報などを報告することにしたい。

2. Vidal長官の取り組み

(1) 多様性・包摂性イノベーション

Vidal長官は多様なプレイヤーを知的財産制度の枠組みに招待して、イノベーションを推進してきた

1 <https://www.nbcnews.com/politics/2024-elections/president-results>

という印象が強い。イノベーションに関するイベント²は、性別や人種などでテーマが設定され、高頻度で開催されていた。特に、米国の特許出願において、女性発明者による出願が全体の13%程度しかないという分析結果を捉えて、女性を知的財産の世界により多く活躍できるようにし、それによって米国のイノベーションを活性化させたいといったコメントを聞く機会が多かった。

2024年5月には、包摂性イノベーションに関する国家戦略がUSPTOから公表された。この国家戦略は、次に示すとおり、4つの柱と11の提言から成る。

柱1. 新世代の発明者への啓発 (INSPIRING new generations of innovators)

- (1) 幼稚園から高校までのイノベーション教育を標準化・強化する
- (2) イノベーション教育者のリソース、トレーニング、支援を提供する
- (3) 若年層のイノベーションへの興味を持続させるための指導を提供する

柱2. 発明者への教育と権利付与 (EDUCATING and EMPOWERING innovators)

- (4) 広範で多様な高等教育を提供する機関による研究機会の拡大を行う
- (5) 高等教育以降でのイノベーションや起業の学習・経験を促進する
- (6) イノベーションのための高等教育以降のインターン機会などを提供する

柱3. 政府、産業界、非営利団体、学術機関の包摂的イノベーションの推進 (ADVANCING inclusive innovation in our government agencies, industry, nonprofits, and academic institutions)

- (7) 各種機関をまたがる包摂的な労働力確保を促進し支援する
- (8) 学術機関を含む組織で、より広範かつ公平にイノベーションを育む

柱4. 市場へのイノベーションの導入 (BRINGING innovation to market)

図2 AIPLA 2024のUSPTOブース



- (9) 全ての発明者や起業家に公平な知的財産保護を与える
- (10) 全ての人が起業のためのリソースや支援を得られるようにする
- (11) 全ての人に対する商業化支援や技術移転を活用・拡大する

全米各地の人々に知的財産を紹介するために、USPTOのサテライトオフィスなどを活用した教育イベントなども行われている。また、USPTOは、米国発明者アカデミーと共同で発明アンバサダープログラムを開始し、発明家や起業家らによる講演を全米各地で展開している。このような地域での取り組みは、やがて米国全土を巻き込んだイノベーションにつながることを期待される。

Vidal長官の多様性・包摂性に関する取り組みは、技術・法律・政策分野の女性を支援する非営利団体「ChIPs Network」からも評価され、2024年にVidal長官がChIPs殿堂入りを果たすことにもつながっている³。

(2) ルールメイキング

Vidal長官は、USPTOの施策に関して、多数の意見募集を行った。AI関連、特許審判部 (PTAB: Patent Trial and Appeal Board) 関連、料金関連

2 <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/inventors-and-entrepreneurs/innovator-events-everyone>

3 <https://chipsnetwork.org/hall-of-fame/>

など、その意見募集の内容は多岐にわたっている。意見募集の対象となった施策案は、その全てにおいて結論が出されたわけではないが、最終規則として発効したものも多い。

これらの意見募集は、USPTOにおける施策検討に反映されている。例えば、前号で紹介したターミナルディスクレマーに関する施策案は、意見募集の後に取り下げられた。この取り下げの理由について、USPTOはリソースの不足であると説明しており、必ずしも意見募集の結果であるとはしていない。しかし、同案に対してネガティブな意見が多数寄せられたことが施策案の取り下げにつながったと見る知的財産専門家も多い。従来、意見募集が行われた場合であっても、寄せられた意見が最終規則に反映されること、まして、規則の取り下げにつながることは少なかったとの評価もある中で、Vidal長官が行ったルールメイキングは、ユーザーに寄り添った透明性の高いものであったと評価できるものと思われる。

USPTOの手続きに関する料金改定もVidal長官が取り組んだ大きな課題であったと考えられる。USPTOが特許制度・商標制度を適切に運用していくためのコストを担保するためには、値上げが必要とされていた。2023年春に料金改定の原案が示された後、一般からの意見募集と有識者から構成される諮問委員会（特許：Patent Public Advisory Committee：PPAC、商標：Trademark Public Advisory Committee：TPAC）での議論が行われた。その後2024年春に改定案が示され、同様に意見募集や諮問委員会での議論を経て、最終規則が公表された。

その過程で、特に大きな調整があった特許関連の料金は次のとおりである。

	改定前	原案	改定案	最終
AFP2.0の請求料	-	-	\$500	廃止
継続出願 優先日からの経過年数 に応じた手数料	-	3年以上 \$1,500	5年以上 \$2,200	6年以上 \$2,700
	-	7年以上 \$3,000	8年以上 \$3,500	9年以上 \$4,000

継続審査請求(RCE)料 1回目	\$1,360	\$1,500	\$1,500	\$1,500
2回目	\$2,000	\$2,500	\$2,500	\$2,860
3回目	\$2,000	\$3,600	\$3,600	\$2,860
ターミナルディスクレマー ファーストアクション前	\$170	\$200	\$200	\$183
ファイナルアクション前	\$170	\$500	\$500	\$183
ファイナルアクション後	\$170	\$800	\$800	\$183
審査請求時・審査請求後	\$170	\$1,100	\$1,100	\$183
特許付与後	\$170	\$1,400	\$1,400	\$183
特許期間調整 (PTA) 再検討の請求料	\$210	\$300	\$300	\$226
医薬品等の特許期間延長 (PTE) 出願料	\$1,180	\$6,700	\$6,700	\$2,500

AFCP 2.0 は、出願人が審査官から最終拒絶の通知を受けた場合、クレームされた発明を拡張させない補正を伴うことを条件として審査官に再考を求めることができる手続きである。補正されたクレームの全てが特許可能でない場合、審査官は出願人との間で面接を設定する。USPTOは、AFCP2.0を運用として無料で提供してきたが、その運用コストをユーザーからの手数料で賄うことを提案した。しかしながら、意見募集において、この提案に賛同が得られなかったため、AFCP2.0の運用自体が廃止されることになった。

継続出願、継続審査請求 (RCE：Request for Continued Examination)、ターミナルディスクレマーに関しては、その時期に応じた料金が提案された。原案を見ると、タイミングが遅い手続きであるほど高額化させることが意図されていたと読み取れる。それぞれの料金で調整が行われているが、継続審査請求については、最終的に3段階での料金設定が2段階となり、2回目の請求料が高めに設定されたことから、出願人の出願戦略に影響を及ぼす可能性が示唆されている。また、ターミナルディスクレマーについては大胆な料金改定案が示されていたが、意見募集の結果、小規模な値上げに収まることとなった。

特許権の存続期間の調整手続きについても大幅な値上げが提案されていたが、これも意見募集の結果

などを受けて値上げ幅が緩和された。審査の遅延期間を調整するためのPTA (Patent Term Adjustment) について、USPTOが自動計算した期間の見直しを求める場合の手数料は、\$210から\$300までの増額が提案されたが、最終的には\$216で落ち着いた。また、医薬品などの製造・販売の承認を得るために特許権を行使できなかった期間を保証するためのPTE (Patent Term Extension) については、当初は5倍以上の値上げが提案されたが、2倍程度まで値上げ幅が縮減された。

新料金の導入日は、新政権が発足する直前とされた。新政権において、さらなる料金の調整が行われ得るのか、知的財産専門家には興味のあるところである。

(3) 長官レビュー

Arthrex事件で、PTAB審判官の決定には大統領指名の官吏 (USPTO長官) の監督が必要である旨が連邦最高裁判所により判示されたことにより、2021年からUSPTO長官によるレビュー手続が運用として開始された。2024年10月には長官レビューの手続きに関する規則が制定され、また、2025年1月からは有料化 (\$425/件) される。

長官レビューに関する統計情報⁴は、図3に示されるとおりである。グラフを参照すると、運用開始から現在に至るまでに傾向の変化が見える。まず、運用開始初期は、PTABにより権利を無効化される

特許権者からの請求が相対的に多いが、長官がレビューしたものはわずかであり、その因果関係は不明であるものの、2023年度には長官レビューの請求が減少した。一方、2022年度から請求が認定されて長官レビューされる件数が増えたが、これは、長官が自ら選択してレビューを実施したものがほとんどであり、請求に基づいて長官レビューが実施されることを期待するのは難しいように思われた。ところが、2024年度には長官が自らレビューを実施する件数が大幅に減少し、審判請求人からのレビュー請求、すなわち、特許が有効であるとの判断に対するレビューが比較的多く実施されている。長官レビューの請求理由や事情は様々であるため、単純化して評価するのは適切でないかもしれないが、特許権者からのレビュー請求は認定されにくく、無効化を求める第三者からのレビュー請求は認定されやすいという統計情報からは、長官レビューの運用にアンチパテナ傾向があると評される可能性がある。

長官が変われば長官レビューの判断主体も変わり、また、有料化の影響も出ることが想定されるため、長官レビューの動向は、引き続き注目されるポイントの1つである。

3. 統計情報

今回は政権交代をテーマとしているので、第一期トランプ政権 (2017年1月～2021年1月) とその直

図3 長官レビューの請求人属性 (左)、請求結果 (中央)、請求認定件数 (右)



4 <https://www.uspto.gov/patents/patent-trial-and-appeal-board/status-director-review-requests>

図4 米国における特許出願件数



図5 米国における特許審査期間



前、バイデン政権（2021年1月～2025年1月）を含むように、統計情報を示すグラフは、2016年度（2015年10月～2016年9月）から2024年度（2023年10月～2024年9月）までのものとした。いずれもUSPTOが公開している統計情報⁵に基づいている。

(1) 特許

USPTOは、新出願と継続審査請求（最終拒絶を受けた後に審査官に再審査を求める請求）との合算値を特許出願件数として示してきたが、近年ではこれらを分けて情報提供している。

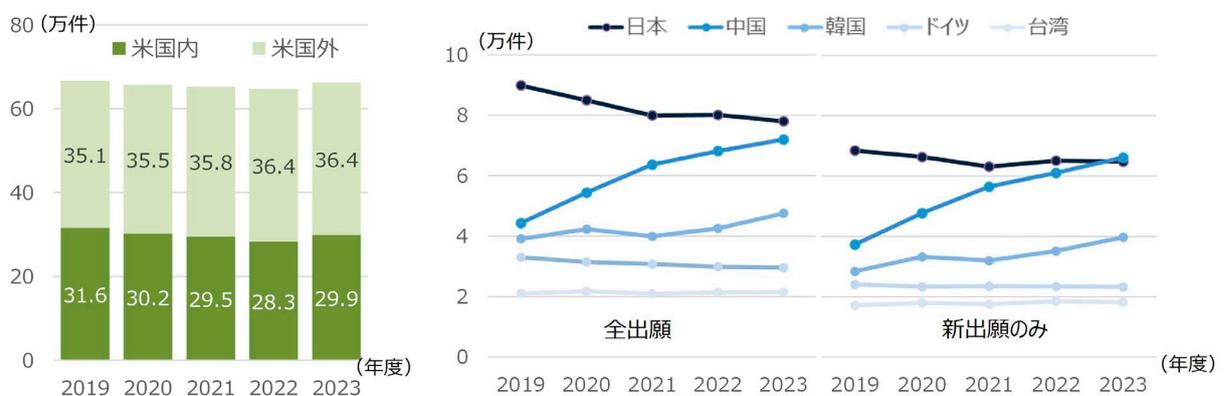
新出願と継続審査請求との合算値は60万件程度で推移しているが、図4に示されるとおり、新出願の件数は緩やかに増加している。USPTOは、特許出願件数の増加に対応するべく、審査の効率化や審査官の雇用に努めているが、審査期間の大幅な短縮

には至っていない。トランプ政権時とバイデン政権時とで比較すると、バイデン政権下において審査期間の長期化が見られるが、これはCOVID-19のパンデミックを契機とした転職などでUSPTOの審査官に入れ替わりが生じたことも要因の1つと考えられており、政権の政策方針の相違によるものではないと捉えるのが自然であろう。

次に、特許出願（デザイン特許：意匠を含む）を出願人の居住地別で見ると、米国外からの出願が米国内からの出願を上回る状況が続いている。図6に示すとおり、米国外からの出願が緩やかに増加する中で、米国内からの出願件数は、2023年度に減少傾向を脱して増加に転じた。

米国外からの出願件数を地域別に確認すると、中国からの出願件数が着実に増加しており、日本は、2023年度に新出願の件数で中国に抜かれた。外形

図6 米国における出願人国籍別特許出願件数



5 <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>

図7 米国における意匠出願件数



上はバイデン政権下において中国からの出願件数が顕著に増加したといえるが、これも政権の政策方針との因果関係を導ける程度の情報は得られていない。知的財産関係者からは中国企業が米国で取得した特許権を行使するようになってきたという声を聞くこともあり、以前に増して、中国企業が米国で取得した特許が米国に与える影響を注視する必要があるかもしれない。

理人試験の受験者も少ないとの報告もあるが、意匠の専門家が増加することが期待される。その一方で、2024年の連邦巡回控訴裁判所（Court of Appeals for the Federal Circuit：CAFC）大合議で判決が下されたLKQ事件⁶において、意匠の自明性の要件が厳しくなることも予想されており、自明性の判断手法の変化が出願件数に影響を与えるか否かは関心のあるところである。

(2) 意匠（デザイン特許）

2024年度に意匠出願件数は6万件を超えており、特にバイデン政権下において出願件数が増加したように見える。同政権下において、USPTOは、デザイン関連の学位を有する者に対して意匠代理人試験の受験資格を与えるなど、増加傾向にある意匠出願に対応するために専門性の高い人材を意匠制度に取り入れる取り組みを行った。現在は、デザイン関連の学位を有する代理人は4名しかおらず、また、代

(3) 商標

米国における商標出願件数は2021年に大幅な増加を見せた後、70万件を超えるレベルで推移している。これも政権の時期で比較するとバイデン政権で出願増加があったように見えるが、COVID-19のパンデミックによりオンラインマーケティングが活性化したことなどが背景にある。そして、近年、米国の商標出願件数に大きな影響を及ぼしているのが中国からの出願である。出願件数の増加は、審査期

図8 米国における商標出願件数

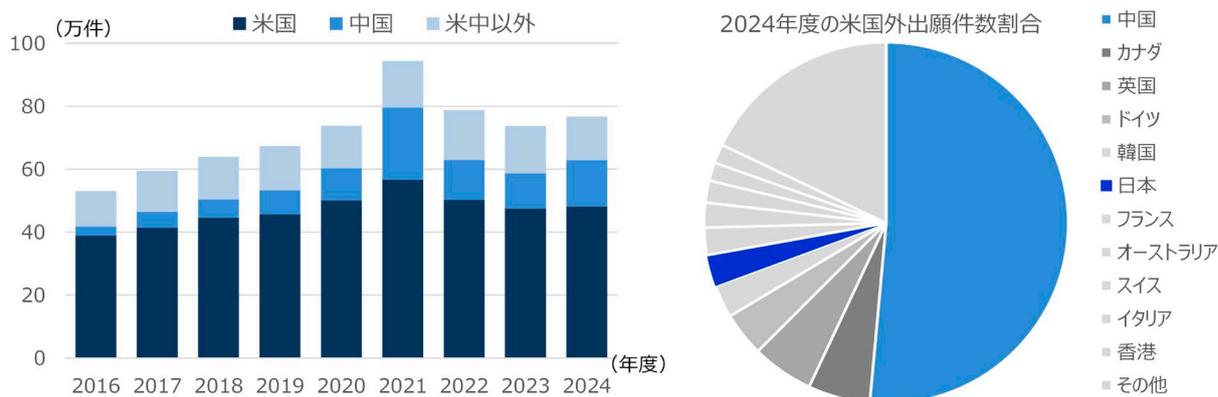


図9 米国における商標審査期間



6 https://cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2348.OPINION.5-21-2024_2321050.pdf

図10 米国における出願人国籍別商標出願件数



間の継続的な長期化につながっていたが、2024年度には審査期間が短縮された。

特許とは異なり、商標出願では米国内からの出願件数が米国外からの出願件数を上回っている。2024年度の米国外からの出願件数を見ると、中国からの出願が半数程度を占めており、日本からの出願は韓国に抜かれて6位となった。近年では米国内の代理人を介さないといった不正な出願の取り締まりも強化されており、出願後に審査手続きの中止に至ったものも相当数あることには留意する必要がある。

次期トランプ政権では、米国の経済対策として、特定国からの輸入品に対する関税を増額することなどが提案されている。そうなると、中国企業の米国内でのビジネスの難易度が高まる可能性もあることから、中国からの商標出願件数に影響を及ぼすことも想定される。

2025年1月に予定されたUSPTOの各種手続きに関する料金の値上げは、今後の出願件数などに影響を及ぼす蓋然性が高い。一般的に、料金が値上げされる場合、値上げ前の駆け込みによる出願増加と値上げ直後の出願減少などが生じるが、それが一時的なものとなるのか、また、料金の値上げにより出願

人行動に変化が現れるのかも注目すべきポイントである。

4. おわりに

新政権の発足によりUSPTO長官をはじめとする知的財産関係の主要人物が入れ替わり、新たな政権運営が行われる。上述のとおり、米国外からの特許出願件数が米国内からの特許出願件数よりも多い現状において、単純に特許保護を重視するだけでは米国外企業などの特許により米国内の事業者の活動が制限されることにもなりかねない。

米国の知的財産制度を作る役割を有する連邦議会では、上院、下院共に超党派での議論が進められているため、知的財産専門家からは、今般の選挙の影響は限定的であると見られている。一方、司法については、第一期トランプ政権時のように、今後退任する裁判官の交代人事において、保守的な思想を有する裁判官が任命され、保守傾向が強まるのではないかとの予想もあり、司法判断の傾向に変化が生じ得るとの専門家の意見もある。

米国が知的財産制度を利用して、どのように競争力を高めていくのが注目される。

蛭田 敦 (HIRUTA Atsushi)

2002年に特許庁に入庁。特許審査官、審判官のほか、審査基準室長補佐（基準企画班長）、総務課長補佐（法規班長）、審判課審判企画室課長補佐、調整課長補佐（企画調査班長）、特許情報室長などを経験。2011年7月から2013年6月まで客員研究員としてボストン大学ロースクールに滞在。2023年6月から現職（ジェトロニューヨーク知的財産部長を兼務）。